

老 齢 者

—— 労働と退職の態度

Joanna Starega (ポーランド)

本稿には、労働と退職に対する高齢者の態度について行なわれた調査計画の結果と、同一の主題にかんする考察が示されている。

調査について回答を求めている基本的な質問は、「各人の労働生活が延長されるべきか、どうか」ということである。その問題に対する調査は2つの方法で行なわれた。

(a) 労働に対する態度、労働によって満足を得るニーズ、および退職にかんする感じについて、退職の時期に近づいた人びとの意見を聞く。この直接的な方法は利点とともに制限をもっている。

利点は次のとおりである。高齢者の人口は増えているので、かれらの意見はより多くのウェイトをもっている。さらに、社会的な問題に関連をもつ人びとの意見は、その問題に対するしっかりした基盤になる。

欠点は次のとおりである。文化的な伝統によって影響を受ける傾向のある意見は硬直性をもち、現在の型よりもむしろ過去の型を反映している。意見の変化というものは社会的実情の変化により遅れる。

(b) 理論的な調査方法は人口と経済の予測——人口の増加、労働生産性の変化、生活水準の変化など——にもとづいている。この方法は完全雇用にかんして得られた結論、および、社会、経済的ニーズをもたらす結論を引き出させている。これから得られた理論的な推論は、人びとがその生涯においてより少なく働くことを求めているであろうということである。したがって、教育と訓練はより延長されるべきであるか、あるいは、週の労働時間は短縮されるべきで、休日は増やし、さらに、労働者はより早く退職すべきであるという結論が得られた。問題に接近するこれら2つの方法は調整が必要である。

考察の結果は回答者の年齢と職業によって、かれらが労働と退職に執着する価値によって、また、かれらが退職を望ましいと感じるかどうかによって、要約されている。

結論は以下に要約されている。

1. 就労を続けている人びとは、すでに退職した人びとよりも、完全な退職という考え方について嫌う度合いが大きい。
2. 退職のもつ不安は、年金権の存在していない農業部門において、最も大きい。
3. 就労中の人びととすでに退職した人びとで構成される全回答者のうち、5分の1は仕事のなくなるのを恐れている。
4. 男子もしくは女子、農業と非農業を含む全回答者のうち、2分の1は退職後に保障のないということを感じている。

退職者の社会政策を改善するために、以下の提案が行なわれている。

(a) 年金受給者が保障のない不安、貧困、無用(当人を無益と思う)、もし

くは他への依存をもちや感じていない場合、社会のもっている傾向に対応するニードは、経済的な福祉と同様に重要である。

(b) 老齢者のもっている諸問題は、社会的活動の組織的な調整という手段で解決されるべきで、社会福祉の手段で解決されるべきではない。

(c) 賃金を支払われる有償もしくは無償で就労しているかあるいは経済活動に従事するすべての人びとは、平等な承認を与えられるべきで、そうすれば、年金受給者は常備の雇用に就かないで、自尊心を得ることができる。

Ludzi starsi ich, stosunok do pracy i do jej zaprzestanie,
Praca i zabezpieczenie społeczne, No. 8 - 9, 1971, pp. 45 - 51 ;
No. 49, 72/73.

労働不能への補償

Helen Bolderson (イギリス)

本稿には、廃疾者に対する各種の現金給付の規定が根拠としている異なった考え方の検討と、戦争年金、産業傷害および廃疾給付を支給する諸制度の歴史的な推移は、どうしてそれらの諸制度の間に相違をもたらしたかにかんする考察が論述されている。

廃疾者に対する現金給付の諸制度に含まれている不平等、異常およびギャップは、無数であり、かつ十分に証明されている。しかし、これら3グループにおける広範な分野は、現在実施されているか、あるいは、提案されてきた諸給付につい

て可能である。つまり、それらは偶発的事故への給付、受給に値する支払いの給付、および補償として支払う贈物と呼ぶことができる。これらのうち1番目——すなわち、偶発的事故への給付——は、廃疾によって生じた収入の喪失を減少させることだけを目的としている。それらの給付は稼得に対する完全なもしくは部分的な不能を条件としており、また、労働不能の発生前における収入、および、もし適切であれば、廃疾者として稼得できる現在の収入と関連づけられるかも知れない。基本的には、それらの諸給付は財政的なニードをもたらす他の偶発的事故——失業、配偶者の死亡および老齢に対する諸給付——と異ならないし、したがって、それらの給付が廃疾者を別な階層として取扱わないという利点を、それらの諸給付はもっている。しかし、それらの諸給付は、それらの制度自体では廃疾を補償しない。

給付の2番目の型——受給に値する支払いの給付——は、日常生活において特定の仕事をこなす機能の喪失に対する補償と理解することができる。これらの給付は自分の世話、移動への障害もしくは職業に対する障害と関連づけられるかも知れない。そのようなある給付について、現在実施される顕著な例は付添手当であるが、戦争年金の受給者と産業傷害の受給者に適用される諸給付のある支払い分も、このカテゴリーに属する。諸給付の3番目の給付——補償として支払われる給付——は、次の点で受給に値する支払いの給付と異なる。すなわち、前者の給付は、事実上、受給者が当人の障害を克服できる限度を参考としないで、(同一の年齢と性別の健康な人びとと比較して)廃疾者の蒙った損失にかんする臨床的な評価にもとづいている。最も共通な例は戦争年金と産業傷害制度の廃疾年金である。受給に値する支払いの給付と比較すれば、それら両制度の給付は、受給者が当人に最も小さな影響を与えている廃疾を克服できる場合においてさえも、当人を「廃疾者」として分類する利点をもっている。しかし、それらの給付は、収入を喪失してしまった人びととともに働らいている人びとも属性として支払われるものを、